

建設委員会陳情説明資料

令和6年7月2日

件	名	頁
1	5 受理番号 10 花畑川の歴史を生かしつつ視野の広いまちづくりを 求める陳情	2
2	5 受理番号 47 花畑二丁目住宅地にある違反生コン工場の早期移転実現 のために是正命令や工場への指導等を求める陳情	10

(都市建設部)

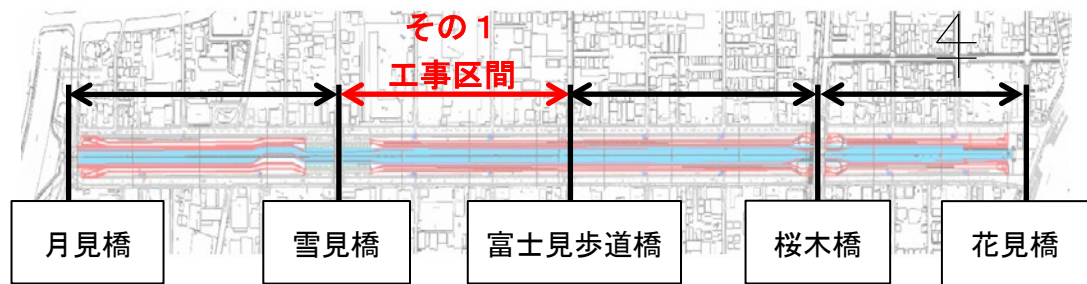
件 名	5 受理番号 10 花畑川の歴史を生きしつつ視野の広いまちづくりを求める陳情																																
所管部課名	道路公園整備室道路整備課																																
陳情の要旨	【陳情の趣旨】 花畑川の全体計画の見直しにおいては、関東唯一といわれる花畑川（運河）の歴史的価値を活かしつつ、観光資源となるような開発をしてほしい。 地下鉄 8 号線（有楽町線）誘致促進や都道補助第 109 号線神明南区間の事業着手、圪川の改修なども視野に入れ、国の交付金を活用してグローバルな視点で、将来世代に役立つ「川を活かしたまちづくり」を行ってほしい。 その達成をするためには、各分野の学識経験者を入れた検討委員会を設けて花畑川環境整備事業を進めてほしい。																																
陳情者等	請願文書表のとおり																																
内容及び経過	1 花畑川の現状 (1) 概要 <table> <tr> <td>ア 延 長</td><td>約 1,400 m</td></tr> <tr> <td>イ 河川整備幅</td><td>約 33 m</td></tr> <tr> <td>ウ 水面幅</td><td>25～30 m</td></tr> <tr> <td>エ 面積</td><td>約 4.6 ha</td></tr> </table> (2) 経緯 <table> <tr> <th>年 月</th><th>主な事項</th></tr> <tr> <td>昭和初期</td><td>舟運のため花畑運河を開削整備</td></tr> <tr> <td>昭和 40 年</td><td>河川法が施行され 1 級河川に指定</td></tr> <tr> <td>平成 13 年</td><td>準用河川となり足立区管理となる</td></tr> <tr> <td>平成 14 年 3 月</td><td>花畑川を考える会にて「花畑川環境整備基本計画」策定</td></tr> <tr> <td>平成 17 年 3 月</td><td>桜木橋架替工事完成</td></tr> <tr> <td>平成 23 年 5 月</td><td>雪見橋の架替工事完成</td></tr> <tr> <td>平成 26、27 年</td><td>富士見歩道橋の架替工事入札不調（5 回）を受け、「花畑川環境整備基本計画」を見直すきっかけとなる</td></tr> <tr> <td>平成 30 年～令和 2 年</td><td>意見交換会を開催（計 5 回）</td></tr> <tr> <td>令和 2 年</td><td>新たな「花畑川環境整備計画」策定</td></tr> <tr> <td>令和 3 年</td><td>「花畑川環境整備その 1 工事」工事着手</td></tr> <tr> <td>令和 6 年 5 月</td><td>「花畑川環境整備その 1 工事」工事完了 「花畑川環境整備その 1 既設護岸上部撤去工事」工事契約</td></tr> </table>	ア 延 長	約 1,400 m	イ 河川整備幅	約 33 m	ウ 水面幅	25～30 m	エ 面積	約 4.6 ha	年 月	主な事項	昭和初期	舟運のため花畑運河を開削整備	昭和 40 年	河川法が施行され 1 級河川に指定	平成 13 年	準用河川となり足立区管理となる	平成 14 年 3 月	花畑川を考える会にて「花畑川環境整備基本計画」策定	平成 17 年 3 月	桜木橋架替工事完成	平成 23 年 5 月	雪見橋の架替工事完成	平成 26、27 年	富士見歩道橋の架替工事入札不調（5 回）を受け、「花畑川環境整備基本計画」を見直すきっかけとなる	平成 30 年～令和 2 年	意見交換会を開催（計 5 回）	令和 2 年	新たな「花畑川環境整備計画」策定	令和 3 年	「花畑川環境整備その 1 工事」工事着手	令和 6 年 5 月	「花畑川環境整備その 1 工事」工事完了 「花畑川環境整備その 1 既設護岸上部撤去工事」工事契約
ア 延 長	約 1,400 m																																
イ 河川整備幅	約 33 m																																
ウ 水面幅	25～30 m																																
エ 面積	約 4.6 ha																																
年 月	主な事項																																
昭和初期	舟運のため花畑運河を開削整備																																
昭和 40 年	河川法が施行され 1 級河川に指定																																
平成 13 年	準用河川となり足立区管理となる																																
平成 14 年 3 月	花畑川を考える会にて「花畑川環境整備基本計画」策定																																
平成 17 年 3 月	桜木橋架替工事完成																																
平成 23 年 5 月	雪見橋の架替工事完成																																
平成 26、27 年	富士見歩道橋の架替工事入札不調（5 回）を受け、「花畑川環境整備基本計画」を見直すきっかけとなる																																
平成 30 年～令和 2 年	意見交換会を開催（計 5 回）																																
令和 2 年	新たな「花畑川環境整備計画」策定																																
令和 3 年	「花畑川環境整備その 1 工事」工事着手																																
令和 6 年 5 月	「花畑川環境整備その 1 工事」工事完了 「花畑川環境整備その 1 既設護岸上部撤去工事」工事契約																																

2 整備概要

(1) その1 工事区間について

ア 花畑川環境整備その1 工事

(ア) 位置図

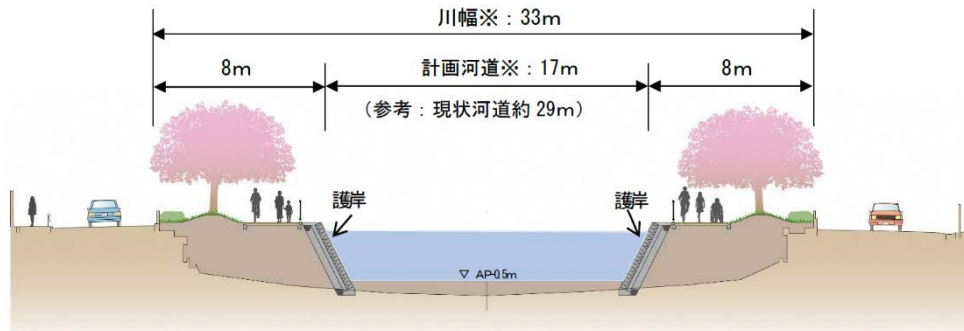


(イ) 散策路 約 8 m

(散策路 3 m、桜 3 m、護岸 1 m、低木 1 m)

(ウ) 計画河道 約 17 m

(エ) 護岸勾配 1 : 0.5 (下図参照)



イ 現在のその1 工事の状況 (別紙1 P 6 参照)

ウ 今後のスケジュール (別紙2 P 7 参照)

(2) その2 工事区間以降について

花畑川環境整備全体計画を精査の上、地域や議会に報告しながら進め方及び整備内容を決定していく。

3 花畑川を考える会

(1) これまでの取り組み

花畑川環境整備事業を進めるにあたり、地元住民や学識経験者と意見交換等を行うため、令和4年7月に「花畑川を考える会」を設立した。

これまで計5回の花畑川を考える会を開催し、意見交換を行った。

開催回	開催日
第1回	令和4年 7月 6日
第2回	令和4年 11月 29日
第3回	令和5年 6月 27日
第4回	令和5年 10月 30日
第5回	令和6年 2月 27日

4 国庫補助金について

花畑川整備だけでなく、周辺の道路整備やまちづくりを面的に実施する国庫補助事業として、（仮称）花畑川周辺地区都市再生整備計画事業の採択を目指し、都や国と調整している。

5 地下鉄8号線（有楽町線）の誘致について

（1）概要

ア 有楽町線（地下鉄8号線）を押上から延伸し、区内葛西用水路沿いを經由し、千葉県野田市まで整備する構想（一部区間は半蔵門線を共用する）。（別紙3 P8参照）

イ 国土交通省が設置した交通政策審議会から平成28年4月に答申した第198号答申において、「概ね15年後の東京圏の目指すべき姿を実現する上で意義のある路線」に位置付けられる。

ウ 第198号答申において示された課題解決のため、野田市を中心に沿線自治体で構成された「地下鉄8号線建設促進並びに誘致期成同盟会」に令和5年度より加入した。

（2）主な経緯（別紙4 P9参照）

（3）今後の取り組みについて

「地下鉄8号線建設促進並びに誘致期成同盟会」への加入に伴う沿線自治体との共同活動により、沿線自治体間の更なる連携強化を図る。

また、区内イベント等でのPR活動により、地域の機運醸成を図る。

6 補助第109号線神明南区間の事業着手について

令和3年6月21日、東京都にて補助第109号線について都市計画事業の認可を取得し、足立区北加平町から同区神明一丁目までの延長約1.2kmの区間について事業に着手している。

（1）概要

ア 施行箇所 足立区北加平町～同区神明一丁目

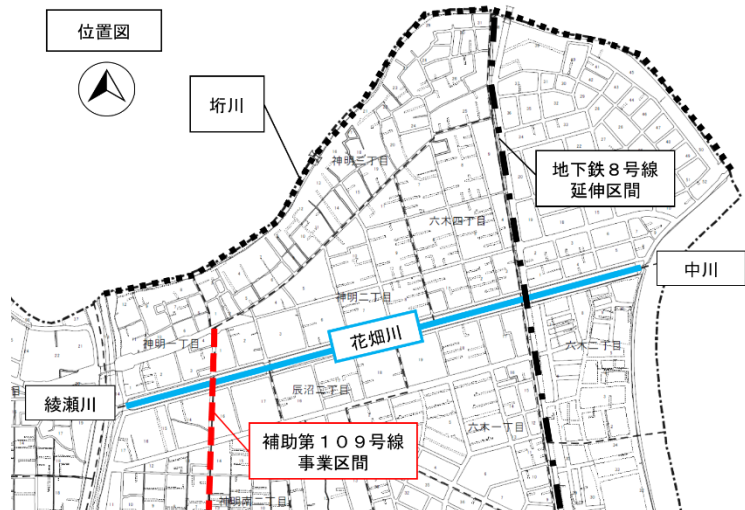
イ 延長 1,210m

ウ 計画幅員 15m

エ 事業期間 令和3年6月21日～令和13年3月31日

オ 用地取得率 13%（令和6年4月1日現在）

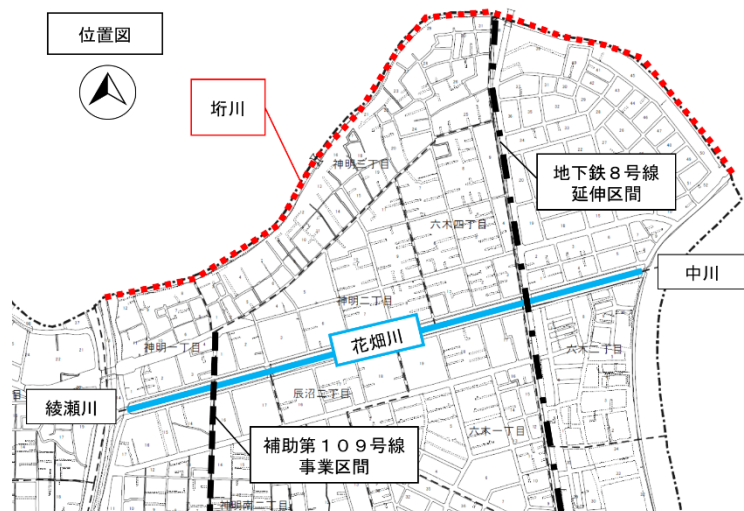
カ 担当事務所 建設局第六建設事務所



7 荒川の改修について

平成24年12月に東京都建設局にて「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定し地震に伴う津波や高潮等の水害から東部低地帯を守るため綾瀬川・隅田川などの耐震・耐水対策を行ってきた。

その後、令和3年12月に令和4年度から令和13年度までの10年間の計画として「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」が策定されており、その中に新たに荒川が追加されている。



荒川の水質改善後の取組みとして国・東京都・埼玉県・八潮市とともに連絡会を継続的に実施している。

なお、更なる水質改善に向け、土日も綾瀬川からの通水実施を令和4年度の連絡会で決定し、令和5年度から実施している。

8 問題点等

学識経験者を入れた花畑川を考える会にて、花畑川環境整備事業について、議論していく。

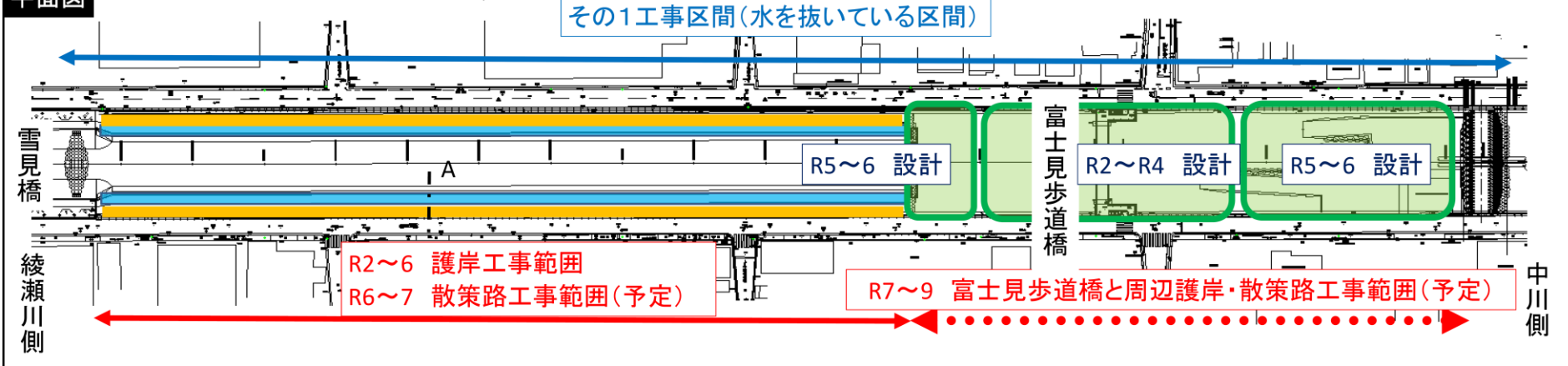
雪見橋（西側）から富士見歩道橋（東側）に向かって撮影



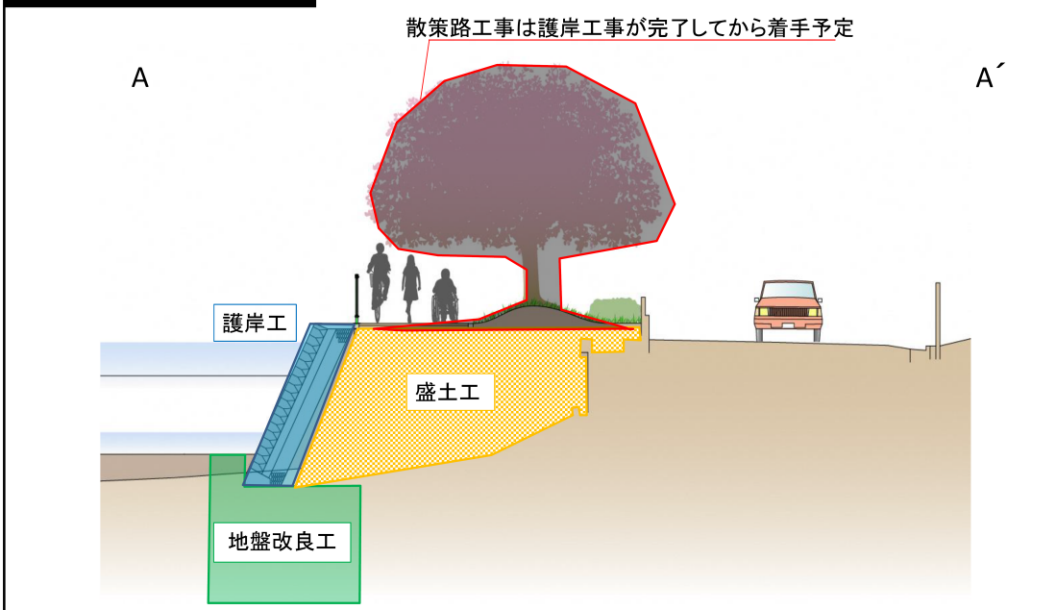
富士見歩道橋（東側）から雪見橋（西側）に向かって撮影



平面図



A-A'断面：既存工事



凡例：工事および設計のスケジュール

工事スケジュール

←→ その1工事による護岸・散策路完成範囲

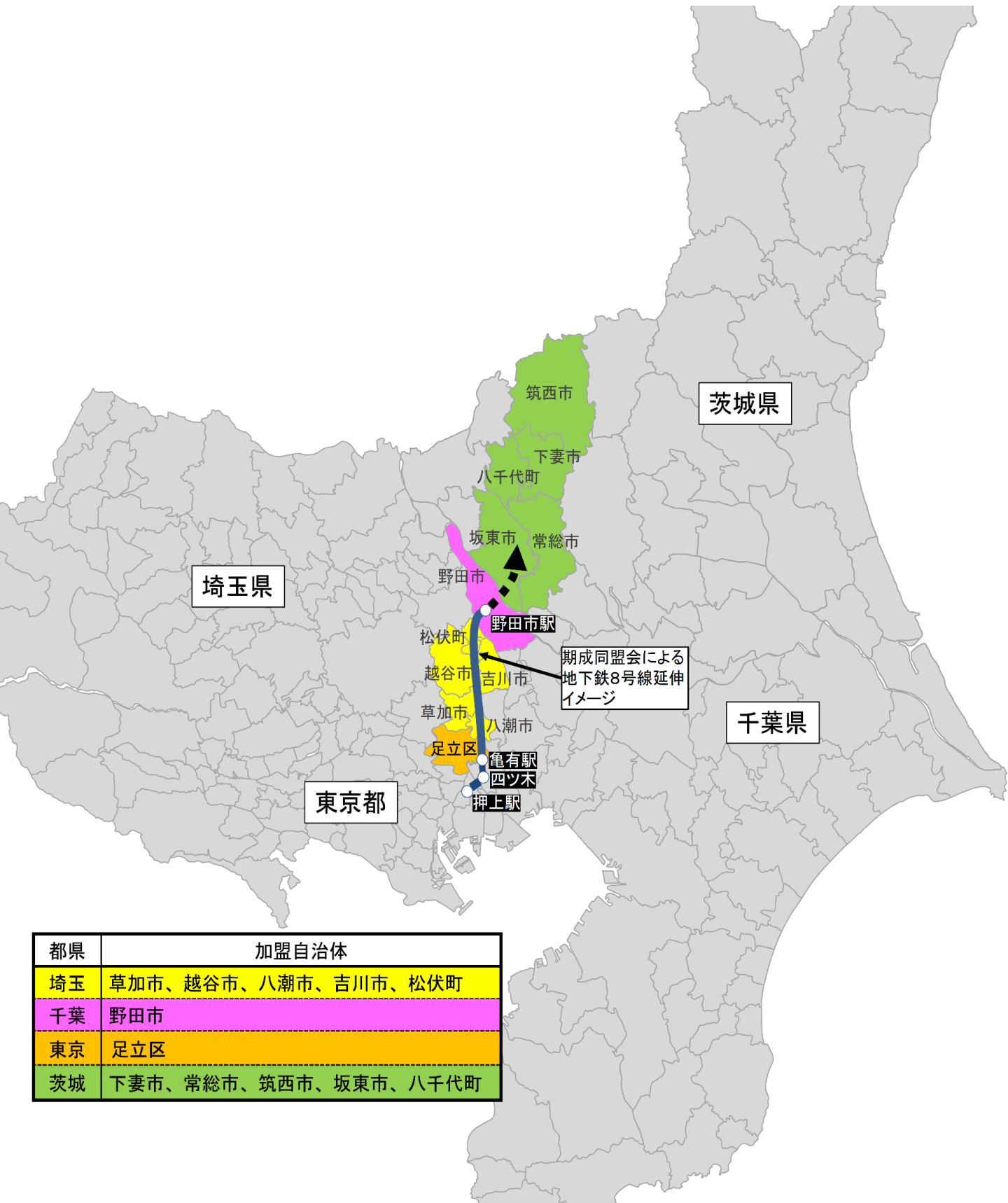
◀...▶ R7~9 工事予定範囲
・富士見歩道橋架け替え工事
・周辺護岸と散策路の工事

設計スケジュール

□ R2~4 設計範囲
・富士見歩道橋架け替え

□ R5~6 設計範囲
・既存工事範囲との接続部の護岸
・考える会要望に応じた設計

地下鉄 8 号線建設促進並びに誘致期成同盟会



都県	加盟自治体
埼玉	草加市、越谷市、八潮市、吉川市、松伏町
千葉	野田市
東京	足立区
茨城	下妻市、常総市、筑西市、坂東市、八千代町

有楽町線（地下鉄 8 号線）に関する主な経緯について

年	月	内 容
昭和 47 年	3 月	都市交通審議会答申第15号 亀有まで位置づけ（目標年次：昭和60年）
昭和 60 年	7 月	運輸政策審議会答申第7号 今後検討すべき方向として、亀有から先、武蔵野線方面が位置づけ（目標年次：平成12年）
平成 8・9 年度		地元代表者が東京都知事・運輸大臣へ陳情
平成 8 年	2 月	「区東部地域の鉄道網整備に関する基礎調査」を実施
平成 10 年	8 月	「地下鉄 8 号線誘致に関する勉強会」開催
平成 11 年	3 月	地元代表者が運輸大臣へ陳情
	11 月	運輸大臣・東京都知事あて陳情書提出
平成 12 年	1 月	運輸政策審議会答申第18号 豊洲から野田市までがA2路線（平成27年までに整備着手することが適当である路線）と位置づけ
平成 18 年	11 月	足立区議会が国土交通大臣・東京都知事あて要望書提出
平成 22 年	12 月	東京都都市整備局へ取組状況報告及び要請活動
平成 23～26 年度		国土交通省鉄道局・東京都都市整備局へ取組状況報告及び要請活動
平成 23 年	12 月	「足立区総合交通計画」に地下鉄 8 号線整備促進を位置づけ 「足立区議会地下鉄 8 号線整備促進議員連盟」発足
平成 24～30 年度		各年度に「地下鉄 8 号線整備に向けた調査」を実施
平成 26 年	2 月	「地下鉄 8 号線整備促進に向けた講演会」開催
	11 月	東京都知事へ要請活動
平成 26～27 年度		国土交通大臣へ足立区を含む沿線自治体で要請活動
平成 27 年	11 月	国土交通大臣へ要請活動及び地域住民から 53,497 筆の署名を手渡し
	12 月	東京都都市整備局へ取組状況報告及び要請活動
平成 28 年	1 月	「地下鉄 8 号線整備促進に向けた講演会」開催
	4 月	交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方」 東京 8 号線（有楽町線）の延伸（押上～野田市）が、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」に位置づけられた。
平成 30 年	3 月	沿線小学校4・5年生を対象に P R イベント「ゲーム シムシティ・ビルドイットでまちをつくろう」を実施
令和 2～4 年度		「地下鉄 8 号線整備促進大会」の開催中止（新型コロナウイルスの影響）
令和 3 年	1 月	応援メッセージなどを含む P R 動画を作成し、SNS 等で発信
	7 月	国土交通省交通政策審議会小委員会において、地下鉄 8 号線（豊洲～住吉）の整備に関して、「事業主体の選定や費用負担の調整を早急に進め、早期の事業化を図るべき」と答申される。
	11 月	佐野図書館と連携し、地下鉄 8 号線の P R 展示を実施
令和 4 年	3 月	国土交通省から、「有楽町線延伸（豊洲・住吉間）」の第一種鉄道事業申請について許可される。
令和 5 年	2 月	「地下鉄 8 号線建設促進並びに誘致期成同盟会」加入申請
	4 月	「地下鉄 8 号線建設促進並びに誘致期成同盟会」入会
令和 6 年	1 月	「東京直結鉄道建設・誘致促進大会 総決起大会」開催
	4 月	東京都知事へ誘致期成同盟会で要望活動

件 名	5 受理番号 47 花畑二丁目住宅地にある違反生コン工場の早期移転実現のために是正命令や工場への指導等を求める陳情
所管部課名	建築室開発指導課 環境部生活環境保全課
陳情の要旨	1 生コン工場の早期移転のために、建築基準法に基づく是正命令を含め、あらゆる方策を考えてください。 2 2022年から3年以内に是正計画作成が確実に進められるよう工場に指導してください。 3 区画整理時、工場が建てられない地域であるにもかかわらず、工場が建てられた区や都の責任を明らかにし、住民に公表してください。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	1 陳情対象物件 (1) 所在等 足立区花畑二丁目4番17号 生コンクリート製造工場 (JIS規格工場) (2) 用途地域等 第一種住居地域(敷地の過半超)・第一種中高層住居専用地域 建ぺい率60%、容積率200%、準防火地域、土地区画整理済 2 現在の状況 当該周辺は、足立区北部に位置し、東京都による土地区画整理事業により、道路や下水などの基盤整備が進められるとともに、宅地開発が進んできた地区である。 (1) 陳情対象物件(生コン工場。以下「工場」という。)は、昭和30年代に創業し、自社工場で製造した生コンを主に都内方面へ出荷している。現在、同工場におけるコンクリートミキサー車は、自社所有分14台である。また、セメントサイロは3か所から2か所に削減して操業している。 (2) 工場関係車両は工場周辺を走行時には速度を落とし騒音、振動の軽減に努めている。 (3) 工場内において骨材(砂、碎石)投入口の騒音軽減措置を実施し、投入時の騒音が大きい碎石車両については、搬入可能時間を午前9時以降に改め、遵守されている。 (4) 工場は指導に従い、登下校時には車両出入り口に誘導員を配置し、交通事故防止に努めている。 (5) 工場は、コンクリートミキサー車を利用して消火活動に協力する協定を消防署と締結して地域貢献に努力している。 (6) 工場は指導に従い、工場設備点検及び工場周辺騒音測定を毎月行い、3か月ごとに区に報告している。

- (7) 工場側は、財務内容が改善されたのちに工場移転計画を具体化するとしている。昨今の物価高騰により生コン単価が改善され、令和4年度決算において当期利益を計上できた。この状況が続けば、3年程度で累積損益がプラスに転じることも考えられるとしている。
- (8) 区は、工場が建築基準法第48条の用途地域に違反するため、3年以内（令和7年10月まで）に是正計画を作成するよう、令和4年に文書で指導を行っており、是正計画作成を指導している。同法第9条に基づく除却等の措置命令については、その妥当性、公平性、予見性、行政の継続性、訴訟対応などに鑑みて、現時点で発することは困難である。
- (9) 工場が建てられない地域であるにもかかわらず、建設されたことの責任の所在は、法に反して建設を行った建築主等にある。

3 経過

年 月 日	主な事項
昭和 30年代	生コン製造・販売を開始
昭和 43年 9月	株式会社を設立
昭和 48年	用途地域が「第一種住居専用地域」に改正
昭和 60年	J I S 規格工場の認可取得
平成 7年 11月	東京都換地設計の発表（現位置換地）
平成 14年 12月	生コン工場を拡張整備
平成 15年	区は庁内対策会議を開催し、用途違反等については今までの経緯から対応困難であることから、当面は、工場に対して、騒音・振動対策を基本に指導していくこととした。
平成 21年 2月	「生コン工場は、違反状態で建設され、法に基づいた措置を講じるべき」との議会質問があった。 区は、「騒音・振動対策を当面の方針とし、指導を行ってきた。今後は、現状を踏まえつつ、取れる対策について関係各部と協議し、調査・指導を行っていく」と答弁した。
平成 21～ 26年	工場責任者と複数回面談し、次の事項を確認した。 ① 用途違反の認識はある ② すぐには対応できないが、将来的には工場移転を計画している ③ 工場移転先として、草加市、八潮市の準工業地域2～3か所を検討しているが難航している
平成 28年 3月	東京都は換地説明を地権者に行った際に、工場の用途違反について苦情を受けた。

年 月 日	主な事項
平成 29年 4月～8月	環境部生活環境保全課にて、自動車騒音調査、道路振動調査、夜間騒音調査を実施した。
9月 27日	建設委員会 「住宅地の違反工場をなくし住民・子どもたちの安全を守ることを求める陳情」が採択された。
1月 17日	サイロが爆発したと通報あり。(破裂)
2月 16日	工場から「事故再発防止措置計画書」の提出があった。 サイロ所有者から「事故の再発防止に係る報告について」の報告書の提出があった。
2月 27日	東京都都市整備局第一市街地整備事務所に花畑北部土地区画整理事業に関する情報提供を依頼した。 ① 工場の換地が「現位置」となった経緯について ② 上記事項に至った当時の土地区画整理審議会議事録の開示について ③ 建物に関する金銭補償の考え方について
3月 19日	事故サイロ撤去が完了した。
平成 30年 10月 12日	産業環境委員会 「地域住民と子どもの環境を守ることを求める陳情」が採択された。
平成 31年 3月 ～ 令和 2年 11月	① 法第 12 条第 5 項の報告があった。 (令和元年 6 月・2 年 6 月) ② 指導文を送付した。(令和元年 7 月・2 年 7 月) ③ 生活環境保全課と共に工場長と面談実施 (令和元年 7、9、11 月・令和 2 年 2、5、8、9、11 月) ④ プラントの修理や騒音防止工事を協議した。 ⑤ 工場出入り車両台数の報告を受けた。 ⑥ 移転等についてヒアリングを実施した。
令和 2年 12月 ～ 令和 3年 2月	生活環境保全課と共に工場社長、工場長と面談 直近 3 年の財務状況の確認、移転計画、今後の対応等についてヒアリングを実施した。(3 回)
2月 9日	「花畑二丁目住宅地区にある生コン工場の早期移転を求める陳情」受理
2月 10日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理

年 月 日	主な事項
9月 8日	工場から「建築基準法第 12 条第 5 項に基づく報告書」を受理 前回、令和 2 年 6 月報告書提出後の経過報告について工場長から直接、決算報告書の説明を受ける
9月 16日	工場周辺の騒音・振動測定(午後 2 時～午後 5 時 25 分)
9月 28日	区が工場を訪問し、工場長と面談 セメントサイロ譲渡契約などのヒアリング
10月 28日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
11月 9日	工場を訪問し、「指導文」を手交 面談にて移転の検討及び環境対策、交通安全対策の徹底を要請 今後の見通し等についてヒアリング
11月 24日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認 工場側と面談し、環境対策、交通安全対策の徹底を口頭指導 工場から月別の「工場出入り車輛台数報告書」(令和 2 年 7 月～令和 3 年 6 月)を受理 工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
12月 21日	工場に対し違反建築物に対する指導文を通知
12月 23日	陳情者「花畑を住みよくする会」と面談
令和 4年 1月 12日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
1月 20日	工場側が砂及び砂利のホッパーへの投入時の騒音を測定し、結果報告を受ける。
3月 1日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
5月 17日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
7月 14日	工場側来庁。是正等について指導
7月 21日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認

年 月 日	主な事項
9月 9日	工場からの法第 12 条第 5 項に基づく報告を収受 工場側には是正指導（口頭）
9月 16日	花畑第一小学校通学路点検を実施。竹の塚警察署、 学務課も参加。
9月 22日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出 入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
10月 12日	工場に対し是正指導文を通知 (移転計画等の是正計画の 3 年以内の作成ほか)
11月 24日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出 入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
令和 5年 1月 27日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出 入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
3月 1日 ～2日	「お住まい周辺の生活環境に関するアンケート調 査」用紙を配布
3月 14日	工場と面談、是正指導。
5月 25日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出 入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認 工場を訪問し、騒音対策等についての指導
7月 3日	アンケート結果をアンケート調査実施範囲に配布
7月 14日	工場側と面談、是正指導
8月 12日 14日	夜間騒音対策工事を実施
9月 22日	工場からの法第 12 条第 5 項に基づく報告を収受 工場側には是正指導（口頭）
10月 18日	工場に是正指導文を通知
11月 16日	「花畑二丁目住宅地にある違反生コン工場の早期移 転実現のために是正命令や工場への指導等を求める 陳情」受理。
12月 13日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出 入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
令和 6年 1月 18日	工場周辺の騒音測定を実施
1月 22日	午後の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通 誘導、安全対策等の状況を確認

	年 月 日	主な事項
	3月 14日	工場側来庁。是正等について指導
	5月 10日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
	5月 15日	工場周辺の騒音測定を実施
	6月 6日	工場側来庁。是正等について指導